

みやま市小規模事業者経営革新補助金制度

商工会等の認定経営革新等支援機関の支援を受けて、生産性向上に取り組む小規模事業者が行う事業に対し、その経費の一部を補助することにより、本市における小規模事業者の持続的発展を支援します。

■補助対象者

【対象者】

- ・ 認定経営革新等支援機関の支援を受けて、経営計画書に基づき生産性向上に取り組む市内の小規模事業者

※経営計画書とは「小規模事業者経営革新支援補助金要綱第7条第1項」に定めるものです。

福岡県経営革新計画（中小企業等経営強化法に基づき福岡県が認定する事業計画）の承認を受けた者は、経営計画書の提出は不要となります。

■補助対象となる事業

【補助の主な要件】

- ・ 市内に本社又は主たる事業所を有すること。
- ・ 税金等の滞納がないこと。
- ・ 事業に必要な許認可を取得すること。
- ・ 投資額（補助対象事業に必要な資金）の5分の1以上の自己資金を有すること。
- ・ 過去にこの補助制度を利用していないこと。
- ・ 暴力団員及び暴力関係者等反社会的勢力でないこと。

■補助対象経費

(1) 設備費

（直接必要とする機械装置、工具、器具、備品等の購入費又は事業開始の月から12箇月間のリース料又はレンタル料に限る。）

(2) 委託費

（新事業を展開するために必要な事務所、店舗等の改修等に係る工事等の外部委託費）

(3) 広報費

（広報宣伝、パンフレット等の印刷費、ダイレクトメール等の郵送料、展示会等の出店費用等とし、単なる切手の購入に係る費用を除く。）

(4) 商品開発費

（試作品、サンプル、パッケージの製作等に係る第三者への外注費並びに専門家からの指導及び助言に対する謝金）

■補助金額

補助対象経費の額に2分の1を乗じて得た額（その額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とし、一申請当たりの限度額を50万円とする。

■申請方法

【申請書及び提出書類】

より具体的な協議とするため、当市との事前協議までに、可能な限り次の書類を準備・提出してください。

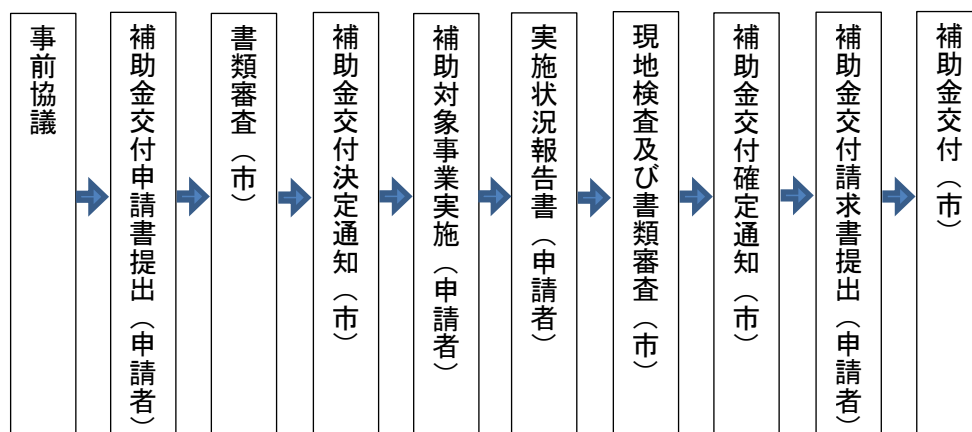
- ・小規模事業者経営革新支援補助金交付申請書（様式第1号）
- ・経営計画書（様式第1号の2）

※福岡県経営革新計画の認定を受けている場合は、経営計画書の代わりに、福岡県経営革新計画を提出してください。

- ・補助事業計画書（様式第2号）
- ・福岡県が承認した経営革新計画書の写し
- ・誓約書（様式第3号）
- ・履歴事項全部証明書（法人の場合）
- ・税金等に滞納がないことの証明書（1か月以内に発行されたもの）

※必要に応じて、上記以外の書類を提出していただく場合があります。

■補助金交付までの手続きの流れ



＜申請・問合せ先＞

みやま市瀬高町小川5（みやま市役所別館1階）
環境経済部商工観光課商工観光係
TEL 0944-64-1523 FAX 0944-64-1546